

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第27号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1) <u>大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬、同条第4号に規定する麻薬原料植物及び同条第6号に規定する向精神薬</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(知事監視店の指定)</p> <p><b>第10条</b> 知事は、正当な理由なく次に掲げる物の販売若しくは授与の業務を行い、又はこれを行うおそれのある事業所、店舗その他これらに類する施設を知事監視店として指定することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第2条第1号から第6号までに掲げる薬物又は第14条第1項の知事指定薬物</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(知事指定薬物の指定の失効)</p> <p><b>第15条</b> 前条第1項の規定による指定は、知事指定薬物が第2条第1号から<u>第6号</u>までに掲げる薬物に指定され、又は該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1項第1号に規定する麻薬（同条第2項の規定により麻薬とみなされる物を含む。）、同条第1項第4号に規定する麻薬原料植物及び同項第6号に規定する向精神薬</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(知事監視店の指定)</p> <p><b>第10条</b> 知事は、正当な理由なく次に掲げる物の販売若しくは授与の業務を行い、又はこれを行うおそれのある事業所、店舗その他これらに類する施設を知事監視店として指定することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第2条第1号から第5号までに掲げる薬物又は第14条第1項の知事指定薬物</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(知事指定薬物の指定の失効)</p> <p><b>第15条</b> 前条第1項の規定による指定は、知事指定薬物が第2条第1号から<u>第5号</u>までに掲げる薬物に指定され、又は該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行の日から施行する。